平成２８年（フ）第９０７号
大阪市港区波除２丁目５番26―805号
債務者　喜屋武義美
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０５２号
大阪市住吉区山之内４丁目３番２号
債務者　杉山　茂美
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５号
栃木県宇都宮市泉町５番10号
債務者　神山　昌則
1　決定年月日時　平成28年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第８７号
栃木県那須塩原市南郷屋３丁目141番地　君島アパート15号、前住所愛媛県今治市別宮町８丁目１番25号
債務者　藤田　　薫（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成28年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１００号
栃木県河内郡上三川町大字ゆうきが丘29番地23
債務者　塩原　敬子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４号
長野県小諸市東雲４丁目８番27号
債務者　中村真由美
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第１６７号
神奈川県綾瀬市上土棚中３丁目11番87―201号
債務者　吉田　信輔
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７７号
横浜市鶴見区生麦３丁目10番10号
債務者　脇坂　大輔
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８６号
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅８棟403号
債務者　赤木　敏和
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４４号
横浜市磯子区中原４丁目26番27―316号
債務者　谷口　　聡
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７３号
神奈川県大和市上和田1807番地３
債務者　入内嶋俊哉
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７５号
横浜市栄区桂町125番地１　市営小菅ヶ谷第２住宅310号
債務者　藤田美保子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８４号
神奈川県大和市下鶴間1600番地３　ハーフティンバー404号
債務者　木村佳代子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４２０号
神奈川県大和市桜森２丁目11番４―1101号
債務者　渕邉貞美こと　賓　　貞美
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４２３号
横浜市神奈川区大口仲町169番地27　大口仲町ハイツ303号
債務者　花曲　雅子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部